

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 災害に関する費用の主な税務上の取り扱い

災害に関して、法人、個人が支出する費用の取り扱いについては次のとおりです。

1. 法人が支出する費用の取り扱い

内 容		取 扱 い
義援金を支払った場合	国または災害対策本部等に対するもの	全額損金算入
	日本赤十字社、認定 NPO 法人等に対するもの	原則：「特別損金算入限度額」※1 まで損金算入 財務大臣が指定したもの：全額損金算入
	上記以外の NPO 法人等の人格のない社団に対するもの	「一般寄付金の損金算入限度額」※2 まで損金算入 最終的に国等へ抛出されるもの：全額損金算入
災害見舞金を支払った場合	災害により被害を受けた従業員等またはその親族に一定の基準により支払うもの	福利厚生費として全額損金算入
	取引先等に対して取引関係の維持・回復を目的として支払うもの	交際費又は寄付金に該当せず、全額損金算入
自社製品を被災者に提供した場合		交際費又は寄付金に該当せず、全額損金算入

※1 ※2 … https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm 参照

2. 個人が支出する費用の取り扱い

内 容		取 扱 い
義援金を支払った場合	災害対策本部、日本赤十字社に対するもの	寄付金控除（所得控除）の対象 （その年中に支出した「特定寄付金」※3 の額の合計額）－2千円＝寄付金控除額
	認定 NPO 法人に対するもの	次の①、②いずれかの選択適用 ①寄付金控除（所得控除） ②寄付金特別控除（税額控除） （その年中に支出した寄付金の合計額－2千円） ×40%＝税額控除額

※3 … <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm> 参照

お見逃しなく！

- ① 義援金について損金算入や寄付金控除等を受ける場合、受領証や振込票の控が必要です。
- ② 個人が受ける災害見舞金は、贈与者との関係等から社会通念上相当と認められるものについては、所得税、贈与税が課税されません。